

議員提出議案第 5 号

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年12月21日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

安田 共子

長尾 達也

松本 熙

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書

全国知事会は、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒヤリングを行うなど、共通理解を深め、今年7月の全国知事会議において、「米軍基地負担に関する提言」を決定した。

「提言」は、①米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があること、②基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められていること、③これまで米軍基地の返還等が進んでいるが、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高いこと、④日米地位協定は、1960年の締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど我が国にとって、依然として十分とは言えない現況であること、⑤沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められていること、といった米軍基地負担の現状や改善すべき課題を確認している。

47都道府県知事が、「各自治体住民の生活に直結する重要な問題」として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは、極めて重いものである。日本と同様にアメリカと地位協定を結ぶドイツ、イタリアともに、過去の米軍機の事故をきっかけとした国民世論の高まりを背景に、地位協定の改定や新たな協定の締結交渉に臨み、それを実現させている。

美保飛行場へ米軍機の飛来が過去も実施され、鳥取県内では米軍機による低空飛行が目撃されている。市民の安全を守るためにも、日米地位協定の見直しが必要である。

については、国において、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」が提起している下記の事項について、一層積極的に取り組まれ実現を図るよう強く求める。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 6 号

消費税率 10%への増税を中止するよう求める意見書の提出に
ついて

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成30年12月21日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

安田 共子

長尾 達也

消費税率10%への増税を中止するよう求める意見書

私たちのくらしや地域経済はいま、大変深刻な状況である。増税と、年金カット・

医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。

厚生労働省が発表した全労働者の実質賃金は、平成29年度まで7年連続減少し、個人消費も前年同月比3.9%減で、4年連続減少している。

また、日銀事務局によれば全国で35%の世帯が無預金であり、くらしは苦しくなる一方である。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税される。

ところが政府は本年10月15日の臨時閣議で、来年10月1日から消費税率を10%へ引き上げる方針を表明した。税率10%への引き上げで一人当たり年間2万1,500円、1世帯当たり（4人家族）8万6,000円の増税という試算もある。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来することは明らかである。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など、10%の分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きも単純ではない。2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度も、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。最善の景気対策は、消費税を増税しないことである。

また、「社会保障の財源」として必要などと言いながら、社会保障制度の削減が後を絶たない実態もある。社会保障の財源が必要なら、「アベノミクス」により、空前の利益を得てきた大企業と富裕層への減税はやめ、応分の負担を求めるべきである。歳出面でも、朝鮮半島での対話による平和の動きを積極的に受け入れ、膨大な防衛予算を削減すれば解決できるものである。

よって、本市議会は国に対し、消費税率10%への増税を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。